

令和 8 年 7 月 17 日
諸外国における犯罪被害者等施策の調査・
分析に関する研究会（第 2 回）

第2回諸外国における犯罪被害者等施策の調査・分析に関する研究会

「北欧（スウェーデン・ノルウェー） における犯罪被害者等施策」

2026年7月17日

琉球大学・学長補佐／法科大学院教授

弁護士 齋 藤 実

本報告の概要

- 1 犯罪被害者等支援の概要
 - (1) 犯罪被害者等支援の主体
 - (2) 予算
- 2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度
 - (1) 概要
 - (2) 制度の概要
 - ・ 根拠法令、財源
 - ・ 根拠法令の概要
 - ・ 給付内容
 - (3) 加害者求償
 - ・ 給付に伴う加害者への求償権取得の有無
 - ・ 加害者への求償状況
- 3 民間（公的）支援団体による支援
 - (1) 民間（公的）支援団体の概要
 - (2) 民間（公的）支援団体の役割

1 犯罪被害者等支援の概要

(1) 犯罪被害者等支援の主体

	スウェーデン	ノルウェー
補償金の給付	犯罪被害者庁 (Brottsoffermyndigheten)	暴力犯罪補償庁 (Kontoret for voldsofferererstating)
給付決定への不服審査		市民庁 (Statens sivilrettsforvaltning) →暴力犯罪補償不服審査委員会 (Erstatningsnemnda for voldsofre)
求償	強制執行庁 (Kronofogden)	国家回収庁 (Statens innkrevingsssentral)
民間（公的）団体	スウェーデン犯罪被害者等支援連盟 (Brottsofferjouren Sverige)	犯罪被害者等支援センター (Støttesenter for kriminalitetsutsatte)

1 犯罪被害者等支援の概要

(1) 犯罪被害者等支援の主体

－犯罪被害者庁（スウェーデン）

1970年代

女性の
犯罪被害者支援

1977年

政府報告書

1978年

犯罪被害補償法
制定

1994年

犯罪被害者庁設立

1 犯罪被害者等支援の概要

(1) 犯罪被害者等支援の主体

ー暴力犯罪補償庁（ノルウェー）

1970年代

弁護士会の活動

1976年

暴力犯罪補償法制定

地方自治体

2003年

暴力犯罪補償庁設立

1 犯罪被害者等支援の概要

(1) 犯罪被害者等支援の主体 ー市民庁（ノルウェー）

補償金の裁定（暴力犯罪補償庁）



犯罪被害者に不服ある場合



不服申立の審査（市民庁）

1 犯罪被害者等支援の概要

(1) 犯罪被害者等支援の主体

ー犯罪被害者庁と暴力犯罪補償庁の役割

	犯罪被害者庁	暴力犯罪補償庁
国	スウェーデン	ノルウェー
設立年	1994年	2003年
所在地	ウメオ	ヴァルドー
役割	被害者支援一元型	経済的支援特化型
支援内容	・ 補償金の審査や支給 ・ 求償 ・ 犯罪被害者基金の管理 ・ 民間支援団体への助成金の管理 ・ 被害者学研究の推進 ・ 社会への啓発活動 など	・ 補償金の審査や支給 ・ 求償

補償金の財源
ではない

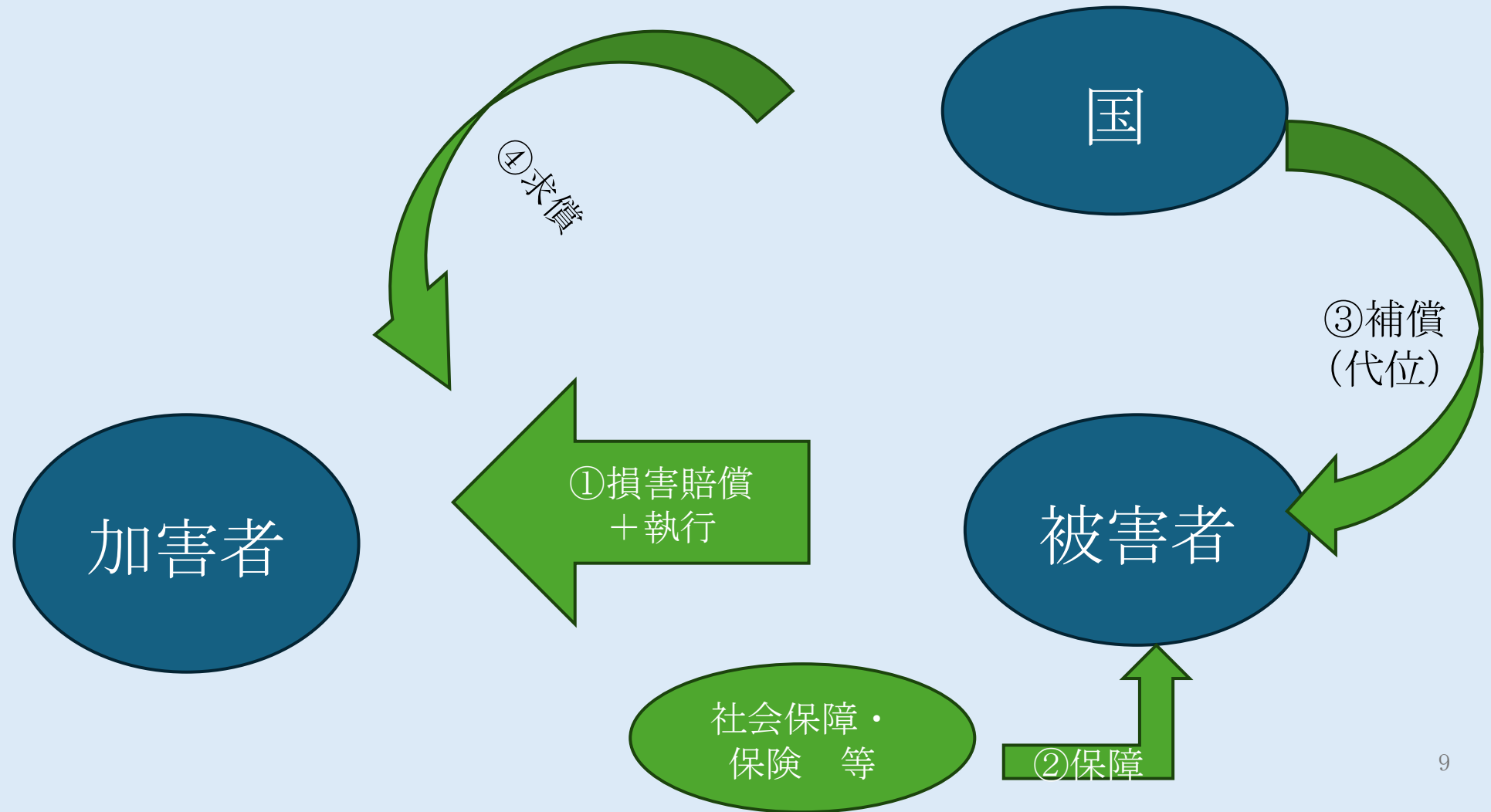
1 犯罪被害者等支援の概要

(2) 予算

	スウェーデン	ノルウェー
補償金	一般財源 ただし、加害者への 求償	一般財源 ただし、加害者への 求償
民間（公的）団体	犯罪被害者基金 地方自治体の予算	公的団体については、 一般財源

2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度

(1) 概要



2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度

(2) 制度の概要－根拠法令、財源

	スウェーデン	ノルウェー
根拠法令	犯罪被害補償法 (Brottsskadelagen)	暴力犯罪補償法 (Voldsoffererstatningsloven) → 暴力被害補償法 (2023年施行) (Voldserstatningsloven)
財源	一般財源	一般財源

2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度

(2) 制度の概要－根拠法令の概要

	スウェーデン	ノルウェー
補償の性格	犯罪の結果として損害を受けた者に対し、国が賠償金（犯罪損害賠償金）を支払う（1条）	被害者の経済的救済及び保護（1条）
損害の範囲	・ 人的損害の原則（5条）	・ 人的損害（4条） ※「生命、身体、自由に対する犯罪」 → 犯罪をリストアップした∴迅速化・簡易化
過失相殺及び減額	公的保障、民間保険による補填控除後の損害額（補完性の原則）	公的保障、民間保険による補填控除後の損害額（補完性の原則）

2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度 (2) 制度の概要－給付内容（スウェーデン）

補償の種類	補償の内容
医療費などの実費	社会保障でカバーできなかった自己負担分の実費 (外来診療、医薬品それぞれ自己負担額の上限が設定)
休業損害	社会保障制度により給与の約8割が支給 補償金は社会保障等でカバーされなかった分が支払われる
逸失利益	損害の確定 →社会保障及び民間保険による支給分を控除 →残金について補償金の支給
慰謝料	補償額が定型化されている ※2022年7月1日の改正より算定基準額増額

2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度 (2) 制度の概要－給付内容（ノルウェー）

補償の種類	補償の内容
医療費などの実費	社会保障でカバーできなかった自己負担分の実費
休業損害	社会保障制度（国民保険法）により支給（ 給与の100% ）
逸失利益	損害の確定 →社会保障制度（国民保険法）及び民間保険による支給分を控除 → 残金について 補償金の支給
慰謝料	犯罪の類型に応じて基準額が定められている

2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度 (2) 制度の概要－給付の上限

補償額の上限の設定

：国民保険基準額 (Grunnbeløp) の60倍 (60G)

136, 549NOK (2026年5月の1G) $\times$ 60 = 8, 192, 940 NOK

(約1億1000万～2000万円)

※国民保険の基準額とは？

：最低限の社会保障の単位

毎年5月1日に国会によって定められる

【補足】 検討事例①

- 事案 : 加害者が被害者を暴行。
事件後、入院6か月、自宅療養6か月（症状固定まで1年）
その後後遺症により100%労働能力喪失。
- 加害者 : 収入・資産ともに全くなし（無資力）
- 被害者（申請者） : 50歳、年収500万円、独身、65歳定年
- 1 NOK=14円。
- 民間の保険には加入していないものとする。
- 定年は65歳とし、これまでの間の補償金及び社会保障金額を示した。

【補足】 補償金額のシミュレーション

	ノルウェー	
	補償金	社会保障
医療費	自己負担分のみ (年間3,278NOK, 約4.6万円)	自己負担分を超える 医療費
休業損害 (1年)	0円	500万円 ∴年間6Gまで全額支給
逸失利益	約2380万円 ∴社会保障から支給される66%を控除した 34%を係数に従い計算。	約4620万円 ∴社会保障から支給される66% (4年目までは就労査定手当、以降 障害年金)
慰謝料	1,000,000NOK, 約1400万円 ①精神的苦痛に対する慰謝料 (oppreisning) : 500,000NOK ②後遺障害(長期的な傷害)に対する補償 (menerstatning) : 同額	

【補足】 検討事例②

- 事案 : 父がその子を刺し即死した。
その子のパートナーは事件のショックで、**1年間**休職した。
- 加害者 : 70歳、無職（年金生活）
- 被害者 : 40歳、年収500万円、会社員
- 申請者 : 40歳、年収500万円、会社員
- 1 NOK=14円とする。
- 民間の保険には加入していないものとする。
- 定年は65歳とし、これまでの間の補償金及び社会保障金額を示した

【補足】 補償金額のシミュレーション

	ノルウェー	
	補償金	社会保障
医療費	自己負担分のみ (年間3,278NOK, 約4.6万円)	自己負担分を超える 医療費
休業損害 (1年)	0円	500万円 ∴年間6Gまで全額支給
扶養損失	約600,000NOK (約840万) × 5年 × 34% = 1428万円 ∴社会保障から支給される66%を控除した 34%を係数に従い計算。	2772万円
慰謝料	殺人事件の精神的苦痛の慰謝料 (oppreisning) = 3G 409,647NOK (約574万円)	
葬儀費用	合理的な範囲内は全額	

2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度

(3) 加害者求償

ー給付に伴う加害者への求償権取得の有無

	スウェーデン	ノルウェー
国による求償権の取得	国は、支払われた金額を上限として、被害者に対する賠償金などの権利を有する(28条)	賠償金が支払われる範囲において、債権が国に譲渡される(11条)
求償権の行使及び回収業務	犯罪被害者庁が強制執行庁と連携して行う	国家回収庁により徴収される(13条)
求償金の繰入れ先	一般財源(国庫)	一般財源(国庫)

【補足】

国の求償権と犯罪被害者の残余債権の競合

国は支払った金額の限度において、損害賠償請求権を取得する

↓そのため

国の求償権と犯罪被害者の残余債権の競合が生じうる

↓もつとも

被害者優先の原則 (Brottsoffrets företräde)

たとえば、ノルウェー 債権者回収法 2 章 8 条

↓なお

求償債権：10年の時効期間

時効の更新：督促等で発生

例外：債務者への配慮による免除

2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度

(3) 加害者求償－加害者への求償状況（スウェーデン）

年	支払金額	回収金額
2023年	1億5,100万SEK（約21億円）	4,820万SEK（約6億5000万円）
2024年	1億9,600万SEK（約27億円）	5,440万 SEK（約7億6,000万円）
2025年	2億8,200万SEK（約39億円）	5,520万 SEK（約7億7,000万円）

【補足】

- 支払金額増額の理由

慰謝料 (Kränkning) の増額 (2022年7月1日)

例) 殺人遺族の場合

①一般遺族補償 60,000SEK→80,000SEK

②特別遺族補償 新設 (50,000SEK)

認知度向上キャンペーン

- 回収金額増額の理由

「給与差押え時における優先順位の変更

(Ändrad företrädesordning vid löneutmätning) 」

(2022年9月10日)

: 求償債権が他の一般債権に優先

2 犯罪被害者等に対する経済的支援制度

(3) 加害者求償－加害者への求償状況（ノルウェー）

年	支払金額	回収金額
2023年	5億2,172万NOK（約73億0400万円）	1億1,176万NOK（約17億1900万円）
2024年	5億2,042万NOK（約72億8600万円）	1億2,074万NOK（約16億9,000万円）
2025年	6億7,505万NOK（約94億5100万円） ∵オスロ・ロンドンパブ襲撃テロ 事件など	1億1620万NOK（約16億2,700万円）

3 民間（公的）支援団体による支援

（１）民間（公的）支援団体の概要

	スウェーデン	ノルウェー
民間（公的）支援団体	スウェーデン犯罪被害者等支援連盟 (BOJ) —全国に地域サポートセンターを備える	・犯罪被害者等支援センター (Støttesenter for kriminalitetsutsatte) —公的ワンストップ支援窓口 (全国12か所) ・特定の分野には民間支援団体もある —性暴力・虐待被害支援団体 (DIXI) や DV・人身売買被害者支援団体 (クリセセン テル・セクレタリア)
役割	・カウンセリング ・法的アドバイス ・裁判所への同行支援等	・警察、自治体、医療機関との連携 ・事件直後からの精神的、実務的ケア等

3 民間支援団体による支援

(2) 民間支援団体の財源

	スウェーデン	ノルウェー
財源	○犯罪被害者基金（有罪判決を受けた加害者1人あたり800SEK） ―犯罪被害者庁を通じて分配 ○地方自治体からの補助金・委託金 ・国からのプロジェクト補助金 ・自主財源（寄付金等）	司法・危機管理省（Justis- og beredskapsdepartementet）の予算を割り当てている
その他		性暴力・虐待被害支援団体（DIXI） DV・人身売買被害者支援団体（クリセセンテル・セクレタリア） ―公的補助金等

【補足】 損害賠償額と補償金額の関係

犯罪被害者への経済的支援

↓まずは

社会保障による対応

↓それにより賄えない部分

補償金による対応（補完性の原則）

↓

完全賠償を原則とする

↓

「人権」意識の高さ（犯罪被害者支援は人権保障の根幹）
北欧社会の「平等」という価値観、などが背景にあると思われる

↓

この制度設計に対する批判はほとんどない

「暴力被害補償法」については被害者保護を後退させたとして批判

本報告に関連する文献

- ・ 齋藤実「北欧の犯罪被害者等への支援施策から学ぶこと―国による犯罪被害者等への経済的支援（北欧の補償制度、特にフィンランドの補償制度）を中心に」 齋藤実・矢野恵美編著『被害者学の現在地―被害者支援のこれまでとこれから―』（法律文化社、2025年3月）142～152頁
- ・ 矢野恵美「犯罪被害者庁の存在意義―スウェーデンにおける犯罪被害者庁設立の経緯とその活動から考える」『被害者学の現在地』153～165頁
- ・ 齋藤実「国による犯罪被害者支援の司令塔機能―犯罪被害者支援の司令塔としての「犯罪被害者庁」―」 学習院法務研究19号（2025年3月）1～12頁
- ・ 齋藤実「被害者支援の回顧と展望」 刑法雑誌62巻3号（2023年7月）481～496頁
- ・ 齋藤実「犯罪被害者等への民間団体による支援―犯罪被害者等支援フィンランド(Rikosuhripäivystys)を中心として―」 学習院法務研究17号（2023年3年）55～64頁
- ・ 齋藤実「犯罪被害者への経済的支援に関する牧野英一説の検討―「刑法における賠償問題」の検討―」 琉大法學106号（2022年9月）5～17頁
- ・ 齋藤実「犯罪被害者補償制度と北欧の犯罪被害者庁」 獨協法学118号（2022年8月）32～17頁
- ・ 齋藤実「世界の被害者学（第28回）北欧における犯罪被害者政策」 被害者学研究29号（2019年3月）86～97頁
- ・ 齋藤実「ノルウェーの犯罪被害者庁及び回収庁の現在」 獨協法学103号（2017年8月）115～129頁
- ・ 矢野恵美「犯罪被害者の法的地位―スウェーデンの被害者弁護士制度を中心に」 法学研究80巻12号（2007年12月）507～535頁
- ・ 矢野恵美「スウェーデンにおける被害者政策の発展」 被害者学研究11号（2001年3月）61～71頁